

秋田県環境審議会自然環境部会 議事録

1 日 時 平成29年3月17日(金) 13:30から15:40まで

2 会 場 秋田県庁第二庁舎 8階 特別会議室

3 出席者 委 員 7名中4名出席

青木委員、小笠原委員、福井委員、藤原委員
片野環境審議会長

秋田県

高田自然保護課長、小松主幹(兼)班長、阿部副主幹、泉山専門員、
上田主査、小林主査

4 開催結果等

(1) 会議の成立について

委員7名中、4名出席となり、過半数の出席を得ましたので、秋田県環境基本条例第32条第5項において準用する同条例第31条第3項の規定により、会議が成立しました。

(2) 議事録署名委員について

議事録署名委員として、福井委員、藤原委員が指名されました。

(3) 議事等について

諮問第15号 「第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画の策定」及び諮問第16号

「秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第4次ツキノワグマ、第4次ニホンカモシカ、第4次ニホンザル、第1次ニホンジカ、第1次イノシシ)の策定」について、県が説明し、質疑応答後に適当であると決定され、その旨を答申することとしました。

各事項の詳細については、5 議事概要をご覧ください。

5 議事概要

(1) 諮問第15号 第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画の策定について

- 委員 鳥獣保護区の更新についてだが、鳥獣保護区指定の目的である鳥獣の現状を把握するための調査を具体的に記載して行っていくべきではないか。
年次調査計画を盛り込んでほしい。
- 県 今年度は、イノシシ、ニホンジカ及びサルが生息調査を行っている。鳥類については、毎年度、2か所程度の鳥獣保護区で調査を行っている。
- 委員 調査が必要かどうかは鳥獣保護区の性格によると思う。森林鳥獣生息地は、状況があまり変わらないので森林の保全が図られていることを確認すれば良い。
身近な鳥獣保護区は、保護対象となった鳥獣を確認すれば良い。
- 委員 特殊な鳥類が生息している鳥獣保護区に絞って調査を実施すべき。
- 県 5年間で更新していくので、更新の際には可能な限り現地を確認していく。
- 委員 ガンカモ類一斉調査で代用し、イヌワシは地元で聞けば良いと思う。
- 委員 日本野鳥の会でも情報を持っているので聞いてみれば良いと思う。
- 委員 ミヤマガラスによる被害の現状を把握する必要がある。
- 県 市町村からはミヤマガラスに関して相談等はないので今後、状況を聞いてみる。
- 委員 キジ・ヤマドリ的人工増殖・放鳥事業に関して近親交配の問題が指摘されているが、現地での卵の採取が難しく、経費も掛かることから委託の際には考慮してもらいたい。
- 県 毎年難しいが、何年かに1回は考慮しなければならないと思うので検討する。
- 委員 現在、親鳥はどうやっているのか。
- 委員 卵から育てている。親鳥を捕まえてきてもなかなかペアにならない。
- 委員 鳥インフルエンザの原因としてミヤマガラスは考えられないか。

県 大森山動物園の周辺を含めいろいろ調べたが、感染経路はよく分かっていない。

委員 認定鳥獣捕獲等事業者として認可されるまでの間も、同等の待遇を秋田県猟友会に与えることを考えているのか。

県 認定については、シカ・イノシシの捕獲実績もあり、平成28年度の委託事業で若手育成事業として研修会を行っているので県の資格は取れるようになっている。

(2) 諮問第16号 秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ、第4次ニホンカモシカ、第4次ニホンザル、第1次ニホンジカ、第1次イノシシ）の策定について

委員 クマの推定生息数を算出する際に使われている、メスの割合を表す0.4という数値の根拠はなにか。

県 過去の調査結果から出している数値である。

委員 平成25年度、平成26年度と生息数が減ってきている中での算定方法の見直しは1,015頭にするためと言われぬか。また、捕獲数が平成28年度で476頭となっており、県内には600頭しかいないのではないかなんか。

県 岩手県は3,400頭、山形県では2,036頭という生息数であり、本県の生息数が過小となっているという専門家からの指摘もある。カメラトラップ法などによる正確な数値を出すまでの暫定的な算出法と考えてもらいたい。

委員 調査時期の残雪量が少なくなっていることや調査を行う猟友会の会員が高齢化し発見率が減ってきていることも要因だろう。

476頭の捕獲実績を分析するべきと思う。県がクマをむやみに捕獲していないことの証拠にもなることなので、マップなどに落として県民に分かり易く公表することを検討した方がよい。

委員 クマの生活圏に入って捕獲をしているのではないことを明らかにするべきだろう。

委員 自家消費のために、率先してクマの捕獲を行っているのではないかという指摘を受けたことがある。焼却施設があればそのような疑念に答えることができるのだが、今後の指定管理鳥獣への対応を考えると、大型獣を解体しないで焼却できる既存の施設がない。

県 有害捕獲の実施主体は市町村であるので、まずは市町村の焼却施設の活用を検討してもらいたい。

委員 隣県ではどのような方法で推定生息数を計算しているのか。

県 カメラトラップ法やヘアトラップ法により得た調査データから、ベイズ推定法を用いて推定生息数を算出している。

委員 山形県は本県とクマの生息環境が似通っているので、山形県の推定生息数から、本県の面積等を比較して参考値を出してみるのも一計と思う。

委員 クマの管理計画のP8で人里への出没対策をモデル地区で検証するとあるが被害予防対策を行うのか。

県 鹿角市で人身事故が行ったところではなく、鹿角市の人里でモデル地区を設定して被害予防対策を検証する。

県 鹿角市で人身事故が行ったところでは、県警とも協力して来年度も入山禁止とする予定である。青森県側からタケノコの買取業者も入ってくるので、青森県とも連携して実施する。

委員 ニホンザルによる農業被害額が低くなっている要因はなにか。

県 被害対策の効果もあると思うが、農作物の単価が下がっていること、耕作放棄地が増えていること、被害があっても市町村へ報告していないということもあるかもしれない。

委員 サルもだがカモシカでも農業被害額が統計上はないように見えるかもしれないが、報告されていない被害があることは分かってもらいたい。

委員 県内で確認されたシカはハーレムを作っているのか。

県 角も確認しており、ハーレムを作っていると思われる。

委員 イノシシがタケノコを食すとあるが、本県でタケノコというとネマガリタケを言うので違和感がある。

県 記載を見直します。